

岩国飛行場における米軍再編等について

【在日米軍兵力構成の見直しの意義・経緯】

- 我が国の安全を確保する上で、我が国自身の努力のみでは万全ではなく、日米安保体制に基づく米国との協力が不可欠であり、我が国に対する攻撃への迅速な対応の観点から、米軍が我が国に常に展開する必要があります。

このような在日米軍の駐留・存在は、我が国の防衛のみならず、アジア太平洋地域や国際社会の平和と安定にも重要です。

- 近年、9.11テロに代表される国際テロなどの新しい脅威の台頭や、大量破壊兵器（核・生物・化学）の拡散、弾道ミサイル攻撃の危険など、アジア太平洋地域や世界において安全保障環境が変化しています。

このような変化に対応するため、我が国においては、2004年末に新たな「防衛計画の大綱」が策定され、米国においては、軍全体の変革、全世界にわたる軍事態勢の見直しが進められているところです。

こうした戦略環境や日米の政策の変化を踏まえ、日米同盟を発展させていく必要があります。

- そのため、日米両政府は、日米同盟の将来についての協議を行ってきたところであり、2005年2月の「2+2」においては、第1段階として、共通戦略目標を確認しました。具体的には、アジア太平洋地域においては、日本の安全・地域の平和と安定、北朝鮮関連問題の平和的解決等を確認したところであり、世界においては、国際平和協力活動における協力、大量破壊兵器不拡散、テロ防止・根絶などを確認したところです。

- これを踏まえ、第2段階として、それらの目標を追求する上での日米の役割・任務・能力に関する協議や、第3段階として、新たな安全保障環境に対応するための抑止力を維持するとともに、地元負担を軽減する観点から、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を行い、2005年10月の「2+2」において共同文書が承認されました。

- さらに、共同文書にある在日米軍の兵力態勢再編の具体案について、具体的な実施日程を含めた計画を作成するため、日米間で協議を行った

結果、2006年5月の「2+2」において、「再編実施のための日米のロードマップ」として承認されたところです。

【岩国飛行場について】

- 在日米軍の兵力態勢の具体案について、日米間で協議した結果、岩国飛行場については、空母艦載機部隊である米海軍第5空母航空団(59機)を厚木飛行場から岩国飛行場に移駐することとしたところであり、この移駐は、①必要な施設整備が完成し、②訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する計画です。
- また、関連して次のような措置を講じます。
 - ・ 海上自衛隊のEP-3等の航空機(計17機)は、岩国飛行場から厚木飛行場へ移駐。
 - ・ 普天間飛行場のKC-130(12機)は、岩国飛行場を拠点とするものの、訓練及び運用のため、海自鹿屋基地及びグアムの米軍基地に定期的にローテーションで展開。
 - ・ 海兵隊CH-53D(8機)は、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転。
 - ・ 岩国、嘉手納及び三沢の米軍施設からの航空機が、本土の6カ所の航空自衛隊の基地に移転し、共同訓練に参加。
- なお、空母艦載機着陸訓練については、同訓練のための恒常的な訓練施設が特定されるまでの間、現在の暫定的な措置に従い、引き続き硫黄島で実施。恒常的な訓練施設については、2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目指しています。

今後、米軍の運用上の所要と騒音等の環境に及ぼす影響等を考慮しつつ、慎重に検討していく考えですが、岩国飛行場に恒常的な空母艦載機着陸訓練施設を建設する考えはありません。

【騒音等の影響について】

- 当庁は、空母艦載機の移駐等に伴う岩国飛行場周辺における航空機騒音の状況の変化を予測し、地元の皆様にお示しするため、現状と移駐後における騒音予測コンターをシミュレーションにより作成しました。

それによれば、岩国市においては、空母艦載機等の移駐後においても、ほとんどの地域が現状より改善され、陸上部における75W以上の区域(住宅防音工事の助成対象区域)は、現行の区域と比べごく一部が増加するものの、ほとんどの区域が減少すると予測しています(注)。

注) 面積: 約1,600ha ⇒ 約500ha、世帯数: 約17,000世帯 ⇒ 約4,000世帯

なお、移駐後の騒音コンターについては、移駐後に現地調査等を行い、改めて作成する考えです。

- また、岩国飛行場周辺においては、現在、滑走路北側に高い煙突を備えた工場群を避けるため、北側への離陸後、海側へ急旋回。滑走路の沖合移設後は、旋回が緩やかなものとなり、岩国飛行場の周辺においても安全性がより確保されることになると考えています。

【米軍家族住宅】

- 空母艦載機の移駐等に伴い、岩国飛行場又はその周辺において、米軍人及び家族の住宅を確保することが必要です。

米軍家族住宅の建設場所については、空母艦載機部隊等の移駐に伴い必要となる施設に関し、包括的なマスタープランを作成することとしており、家族住宅についても、米側との間でその所要の確認等、協議を行っているところであり、岩国飛行場の外において家族住宅を建設する必要性が生じた場合には、関係自治体に説明し、これらの施設が周辺と十分調和するよう配慮してまいる所存です。

【事件・事故】

- 米軍人等による事件・事故は、起きてはならないものであり、当庁としては、これまでも累次の機会に米側に対し、様々なレベルから隊員の教育及び安全管理の徹底を図る等、事件・事故・犯罪の防止について実効ある措置を講じるよう強く要請を行っているところです。

今後引き続き、米側に対し綱紀肅正を求めるなど、その防止に一層の努力を求めている考えです。

【地域振興策】

- 今般の米軍再編に伴う地域振興策については、昨年１２月１５日の政府・与党協議会において、在日米軍再編に関する具体的な措置を着実に進めていくことが、抑止力を維持しつつ米軍の施設・区域が所在する地元の負担を軽減するものであり、日米安保体制をより確固たるものとするものであることを踏まえ、国として適切に取り組むため、次期通常国会において、時限立法として米軍再編を促進するための特別措置法の整備を行うことを合意しました。

- この法案には、在日米軍の再編に関する具体的な措置を実施することによって負担が増加することとなる地元市町村に対する新たな交付金の制度を盛り込む考えであり、平成１９年度政府予算案においては、全

体で約51億円を計上しております。

【再編の実施状況】

- 空母艦載機の岩国飛行場への移駐に伴い必要となる施設整備については、本年度中を目途として包括的なマスタープランを作成することとしており、現在、米側と協議中です。
- 他方、空母艦載機の移駐等については、2014（平成26）年までに完了することとされており、これを踏まえ、平成18年度補正予算案や平成19年度政府予算案において、整備工程等を考慮し、岩国飛行場における施設整備費を計上しております。
（平成18年度補正予算案）
 契約ベース 約24百万円
（平成19年度予算案）
 - ① 歳出ベース 約1億31百万円
 - ② 契約ベース 約22億90百万円

【岩国市庁舎に係る補助金】

- 岩国市庁舎への補助については、KC-130の岩国飛行場への駐受入に伴う騒音の影響を緩和するとともに受入れに対する地元の理解と協力を促進し、円滑に処理するため、環境整備法第8条に準じた予算措置として、SACO関連補助事業として、平成15年度から実施してきました。
- 平成19年度予算概算要求に際し、岩国に移駐するKC-130が定期的に海自鹿屋基地やグアムに展開することや空母艦載機の岩国移駐が米軍再編に盛り込まれたことから、本件事業のあり方を検討しました。
 その結果、KC-130の移駐内容が岩国市にとって負担軽減となるよう変更されたことから、従来どおりの補助を継続することは適当でなく、むしろ米軍再編の一環として空母艦載機の岩国移駐に伴う騒音の影響の増大を考慮して補助を継続することが適切と判断しました。
- しかしながら、空母艦載機の移駐を含む米軍再編について、地元の現状を考慮すれば、市庁舎補助の前提となる岩国飛行場の騒音の影響を考慮できないことから、当該補助について平成19年度当初予算計上を見合わせたところです。

【民間空港再開について】

- 空母艦載機等の移駐を前提として、民航ターミナルの位置や規模等について米側と協議を進めているところです。
- 他方、民間空港施設の整備に係る経費については、本来、事業主体が負担すべきものと考えており、これらの経費の全部又は一部を国で負担することは、現状においては困難と考えております。